

大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務 仕様書

本仕様書は、大台町（以下、「本町」という。）が行う「大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

1. 業務名称

大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務

2. 業務の目的

2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。また、2021年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

このような背景のもと、本町では、2025年3月に「大台町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2030年度までに設置可能な公共施設の50%以上に再生可能エネルギー発電設備等を設置することを目指している。

本業務は、町有公共施設を対象とした太陽光発電設備等の導入可能性調査を実施し、立地や施設利用状況等を踏まえて業務終了以降に効果的な導入を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

また、太陽光発電設備の導入可能性調査と同時に、特に指定避難所や災害時対応拠点施設に指定されている施設においては、災害時の事業継続性を目的とした蓄電池設備の導入と非常用電源供給口の確保、さらには町民の環境醸成意識の向上に資する表示設備の導入についても検討する。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4. 業務の内容

業務の内容は、概ね次のとおりとする。なお、ここでは、大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査の業務に必要と考える事項を明記しているが、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により、一部業務内容の変更・調整をする場合がある。

(1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 対象施設のスクリーニング調査

町有公共施設における太陽光発電設備等の導入を図るにあたって、調査施設は30施設程度とし、施設特性や地域特性等を踏まえたスクリーニング調査を実施する。

(3) 対象施設の現地調査

(2)のスクリーニング調査結果に基づき、代表的な施設を10～15施設程度選定し、太陽光発電設備等導入可能性調査に必要な現地調査を実施する。現地調査の実施にあつ

ては、建築及び電気設備、周辺への影響等に関連する実地調査をはじめとして、施設管理者等へのヒアリングや電気利用状況の確認など、太陽光発電設備等の導入計画に必要な調査を行う。

(4) 対象施設の太陽光発電設備設置可能性調査

(3)の結果より、対象施設における太陽光発電設備等の設置可能な面積や日射量の条件等を整理のうえ、施設毎の電力使用量、電力契約形態、屋根形状や強度および屋根の防水加工の状況、時期、劣化の状況の確認、施設の建替時期など、総合的に判断した上で太陽光発電設備等の設置可能性を評価し、想定される発電量を試算のうえ、計画としてとりまとめる。併せて、代表的な施設以外についての机上調査結果等を台帳としてとりまとめる。

(5) 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析、事業採算性の評価

太陽光発電設備等を導入することによる事業採算性を評価するとともに、地域の経済・社会にもたらす効果等を分析する。

(6) 設置計画の策定

上記(2)から(5)までの結果を踏まえて、設置計画として取りまとめる。

その際には、町が導入する方式(自己所有、リース、PPA、等)として適切な方法を検討し提案すること。また、年度ごとに必要額を算出するとともに、設置に向けた資金調達方法についても助言すること。

なお、本業務実施により「大台町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」へ調査結果に基づく目標値や、目標達成に向けた施策内容について、必要な計画変更が行えるよう、町に適宜アドバイス・情報提供を行うこと。

(7) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

5. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 打合せ記録 1部
- (3) その他、関連資料一式
- (4) 上記データを格納した電子データ(CD-R等) 1部

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、大台町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (3) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (5) 成果物の内容の最終決定までに、本町の訂正指示があった箇所については、速やかに対応する。
業務完了後において受託者の責による業務の瑕疵があった場合は、成果品の納品後であっても直ちに訂正する。
- (6) 本業務は、環境省補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第2号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。